

公立鳥取環境大学コンプライアンス基本方針

平成 26 年 3 月 17 日

公立大学法人公立鳥取環境大学

●趣 旨

公立鳥取環境大学（法人を含む。以下「本学」という。）は、コンプライアンスを大学運営上の重要課題のひとつと位置付け、公立大学としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、法令を遵守するとともに社会規範に基づいた運営を行うことにより、県民等の信頼を確保し、本学の目的である地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を目指します。

●定 義

本学における「コンプライアンス」とは、「役員及び職員（嘱託職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が、法令や学内諸規程に基づいて行動するとともに、高い倫理観に基づき社会において誠実で良識ある行動をとること。」と定義します。

●対 象

この基本方針の対象は、本学の職員とします。

なお、学生等（大学院生、学部生、留学生等を指します。）に対してもこの基本方針を説明し、大学・社会の一員としてコンプライアンスを求めるものとします。

1 法令等の遵守

- （1）本学の果たすべき社会的責任と公共的使命を常に認識し、法令や学内諸規程を遵守し、公平、公正かつ適正な業務遂行を行います。
- （2）様々な場において、常に自身への問いかけを行い、大学の常識と社会の良識がかけ離れないように努めます。

2 信頼される大学活動

- (1) 公立大学としての社会的責任を十分認識し、教育研究活動等大学の活動について、積極的な情報公開と広報活動を通じて、透明性の確保とともに本学に対する理解と信頼の確保に努めます。
- (2) 職務上知り得た情報は適正に管理し、大学の許可なく第三者に漏らしたり、業務以外の目的に利用しません。また、退職後も大学の機密情報は漏らしません。
- (3) 業務上必要な個人情報、適正に取得し、不正や漏洩が生じないように鳥取県個人情報保護条例に基づき適切な管理を行うとともに、その適正な活用に努めます。
- (4) 学術研究活動において高い倫理観を保持し、研究成果を社会、地域に還元します。また、研究活動におけるあらゆる不適切、不正行為が起こらない環境の整備に努めるとともに、適正な研究の実施、研究費の使用を行います。
- (5) アドミッションポリシーに基づき、多様な受験の機会を提供し、関係する情報の管理に細心の注意を払うとともに公正、公平な入学者選抜を行います。
- (6) 職員は、常に公私の別を明確にし、取引先等利害関係者からの接待や金品の授受等を行いません。

3 人権の尊重と社会への責任

- (1) ハラスメントその他民族、国籍、宗教又は障害の有無等に基づく不適切な言動により他者の人権を侵害する行為を行わず、健全で快適な環境を確保します。ハラスメント等の人権侵害の防止及び人権侵害に起因する問題が生じた場合に適切に対処するため、相談窓口及びハラスメント防止・人権委員会を設置し、被害者の救済措置等を図ります。

(2) 地球環境の保護を本学が社会的責任と公共的使命を果たしていく上での重要課題の一つとして認識し、環境に関する法令や学内諸規程を遵守するとともに、環境保全や資源保護に積極的に取り組み、本学の基本理念である『人と社会と自然との共生』及び資源の有効活用に努めます。

4 公益通報制度

法令、学内諸規程に違反する行為に関して、公立大学法人公立鳥取環境大学公益通報に関する規程に基づく通報・相談制度により、不正行為の早期発見及び是正を図ります。

(1) 通報できる人

職員、派遣職員及び請負契約等に基づいて法人の業務に従事する労働者

(2) 通報窓口

内部通報窓口 副理事長、副学長（理事）

外部通報窓口 鳥取県（行政監察・法人指導課）

(3) 通報の対象

法人の業務に関し、法令、学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為

(4) 通報方法等

① 内部通報窓口に行く場合

電子メール、電話、ファクシミリ、封書又は面談

② 外部通報窓口に行く場合

電子メール又は封書による郵送